

【一般競争入札】 まちなか生活実態調査実施業務への質問及び回答

No.	質 問	回 答
1	<p>・自治会（町内会）調査の対象となる、約300自治会（町内会）の調査票の発送先は発注者よりご提供いただけるのでしょうか。もしご提供いただけるのであれば、それはどのような形でご提供いただけますでしょうか。（宛名ラベルで提供／エクセルデータで提供 等）。また、提供いただけない場合、受注者にて発送先となる自治会長等の住所や氏名を調べなければならないのでしょうか。</p>	<p>自治会調査については、発注者又は調査対象各市より、直接対象自治会へ配布いたしますので、受注者による発送は不要です。</p>
2	<p>・世帯調査の対象となる、約14,300世帯の「戸建て」、「マンション（集合住宅）」、「独居高齢者世帯等」の地区別の内訳数および選定（抽出）方法をご教示願います。また、選定（抽出）は発注者、受注者のどちらが行うのでしょうか。</p> <p>選定（抽出）を発注者にて行われるのであれば、どのような形で対象世帯の情報をご提供いただけますでしょうか。（宛名ラベルで提供／エクセルデータで提供 等）</p> <p>選定（抽出）を受注者にて行うのであれば、住民基本台帳の閲覧（抽出）作業および閲覧手数料も委託費に含むということでしょうか。もし含むのであれば、市町村によって閲覧手数料が異なるため、市町村別の選定（抽出）世帯数をご教示願います。</p>	<p>世帯調査票配付にあたっては、調査対象地区内の世帯へ偏り無く配付可能なポスティング等による配付を想定しています。</p> <p>また、配付世帯種別の地区別の内訳数は定めていませんが、調査対象地区内において集合住宅がある地区は、そのうち数か所を配布対象としてあらかじめ指定します。</p>
3	<p>・前回の調査結果報告書を見ますと、世帯調査の「独居高齢者世帯」については、民生委員の協力のもと聞き取り調査を行ったとありますが、具体的にはどのような協力をいただいたのでしょうか。民生委員が各世帯を訪問して聞き取り調査を行ったということでしょうか。また、もしそうであれば、今回の調査において独居高齢者世帯の調査は民生委員のみをお願いできるものなのでしょうか。それとも、各世帯への聞き取り調査に受注者も同行する必要があるのでしょうか。</p>	<p>前回（平成24年度）調査の際は、各地域民生委員の方に独居高齢者世帯を訪問いただき、聞き取り調査及び回収をしていただいたところです。</p> <p>本業務にて、独居高齢者世帯の個別調査に受注者が同行することは想定していません。</p>
4	<p>・調査票の印刷について、発送用封筒、返信用封筒の印刷は委託費に含まれますか。</p>	<p>調査票の発送用封筒及び返信用封筒の印刷も委託費に含みます。</p>

5	<p>・入札保証金の納付の具体的な方法および免除規定（免除を受けるための条件および方法）についてご教示願います。</p>	<p>入札保証金の納付は、免除対象とならない入札参加者に対して発注者より送付する払込書により、お支払いいただきます。</p> <p>また、保証金納付を免除する場合は以下のとおりで、届出等の手続きは必要ありません。</p> <p>（１）保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。</p> <p>（２）入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号）に基づく入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。</p>
6	<p>・調査対象者の抽出は本業務に含まれるのか。含まれる場合は、抽出方法は電算抽出か。</p>	<p>No.2 の回答をご参照ください。</p>
7	<p>・対象者の宛名ラベルはご提供いただけるのか。その場合、プライバシーガード便等で受取することは可能か。</p>	<p>No.2 の回答をご参照ください。</p>
8	<p>・世帯調査、自治会調査の回収見込み数をご教示いただきたい。</p>	<p>概ね 35% 程度の回収率を見込んでいます。</p>
9	<p>・調査票の配布・回収方法について、世帯調査は郵送配布・回収、自治会調査は貴県による配布・回収という認識で間違いはないか。</p>	<p>調査票の配布については、No.1、2 の回答をご参照ください。</p> <p>また、調査票（世帯調査、自治会調査）の回収費用（料金後納）は、発注者で負担します。</p>
10	<p>・世帯調査、自治会調査ともに、発送用封筒、返信用封筒の印刷は不要か。</p>	<p>No.4 の回答をご参照ください。</p>
11	<p>・調査票の封入封緘は本業務に含まれるのか。</p>	<p>業務に含みます。</p>
12	<p>・調査票の発送は鳥取県内の郵便局で発送を行う必要があるか。</p>	<p>鳥取県内の郵便局で発送を行う必要はありません。※No.2 の回答をご参照ください。</p>
13	<p>・調査票の返送先の住所は、委託業者の営業所とすることは可能か。返送先の住所を貴県とする場合、回収済み調査票の受渡し方法を郵送とすることは可能か。</p>	<p>調査票の返送先住所は受託業者宛とする予定です。</p>
14	<p>・回収率の下限はありますでしょうか？ また 返信がない場合、催促業務はありますでしょうか？</p>	<p>下限は設定していません。また、督促業務も想定していません。</p>
15	<p>・調査票を発送する際、運送会社の指定はございますでしょうか？</p>	<p>指定はありません。</p>
16	<p>・調査票の発送、回収に使用する封筒は、発注者側の封筒を利用すると考えておいてよろしいでしょうか？</p>	<p>受注者側で封筒を調達していただきます。</p>

17	<p>・回収した調査票は提出でしょうか？ または受注側による廃棄でしょうか？</p>	<p>委託事業完了時に成果品と併せて提出していただきます。</p>
18	<p>・個人情報の取り扱いに関する質問となります。各世帯、各自治会に調査票を送付する際の宛名についてはデータをいただいて、こちらでラベル等を作成する必要がありますか？ もしくは発注者側で準備、貼り付けまでしていただけるのでしょうか？</p>	<p>No. 1、2の回答をご参照ください。</p>
19	<p>調査票の発送について ・調査票の発送先は県からデータ等の提供があるのか、あるいは受託業者が発送先を選定する必要があるのか。また、発送方法は郵送を想定しているのか、それ以外の方法でも良いのか。</p>	<p>No. 1、2の回答をご参照ください。</p>
20	<p>印刷について ・調査票は受託業者が印刷するとの記載があるが、発送用及び返信用の封筒については県から支給されるのか、あるいは封筒も受託業者が印刷するのか。</p>	<p>受注者側で封筒を調達・印刷していただきます。</p>
21	<p>アンケートの問い合わせについて ・アンケート配布先からの問い合わせの受付は受託業者が行う必要があるのか、あるいは県が問い合わせを受け付けるのか。</p>	<p>配布先からの問い合わせについては、発注者側で対応します。</p>
22	<p>仕様書における「対象地区」について ・鳥取市域について「※中心市街地活性化基本計画区域についても区分けし分析予定」と記載されているが、地区名または各地区の町名で、中心市街地活性化基本計画区域か否かの区分はできるのか。また、各地区の町名で区分する場合、調査票に町名まで記入して頂くのか（回収された調査票で中心市街地活性化基本区域か否かの区分はできるのか。あるいは区分ができるよう予め複数のタイプの調査票を用意するという事か） ・米子市域について「中心市街地活性化基本計画区域（啓成（中略）各地区の一部）と記載されているが、町名によりその区分はできるのか。</p>	<p>鳥取市について、町名だけでは中心市街地活性化基本計画区域内かどうかの判断が出来ないことから、回収した後に区分集計することができるよう、配布する時点で調査票のタイプを分けておくことを想定しています。</p> <p>米子市については、永江地区を除き、調査対象を中心市街地活性化基本計画区域に限定しているため、調査票の配布にあたり地図等により配付先を指定します。</p>
23	<p>入札保証金について 入札説明書の 10-(1)で入札保証金の納付について記載されているが、納付について具体的な指示がされていない。入札保証金は免除されるという理解でよいか。</p>	<p>No. 5の回答をご参照ください。</p>